

企画競争実施に関する公告

次のとおり企画競争を実施しますので、公告します。

令和2年11月9日
独立行政法人農林漁業信用基金
総括理事 深水 秀介

1 業務概要

(1) 業務名

責任準備金算出方法の見直しに係るコンサルティング業務

(2) 実施目的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、債務保証等についての保険を行っていることから、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、「責任準備金積立基準（以下「積立基準」という。）」に基づき算定した額を責任準備金として積み立てている。

令和元事業年度決算における農業信用保険勘定及び漁業信用保険勘定における責任準備金の積立額は保険価額残高の1%にも満たず、同様の事業を行っている他機関と比較しても僅少な実態にある。

令和元年度の独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会においても、委員から、将来10年間で予測期間とするストレステストなどに基づく責任準備金の積増し要否についての検討についての言及があったところであり、近年の災害が多発していること等を踏まえると、今後も保険事業を営む上で契約責任を果たすに当たって、積立額の規模が適切かという妥当性について十分な検証が必要と認識している。

これらのことを踏まえ、責任準備金について、積立額の妥当性を十分に掌握した上で、来年度以降の会計処理を変更するか否かについて検討するため、責任準備金に関する知見を有する外部専門家によるコンサルティングを受け、責任準備金の算出方法について、専門的な立場から検証及び改善等についての指導、助言を受けることにより保険財務の健全性を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「Ⅰ 企画提案説明書（実施要領）」及び「Ⅱ 仕様書」による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和3年1月29日まで

2 企画競争参加資格要件

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締

結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。(当信用基金ホームページの契約関連情報 (<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) を参照。)

- (2) 公告日において令和2・3・4年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東、甲信越地域の競争参加資格を有する者(以下「全省庁統一資格者」という。)とする。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 企画提案説明書に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

3 手続等

(1) 担当部署

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課
電話03-3294-4483 電子メール: chosa@jaffic.go.jp
FAX 03-3294-3140

(2) 企画提案説明書の交付場所

上記(1)の場所で交付する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報 (<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) にて企画競争実施に関する公告、企画提案説明書、各種書類を公表している。

(3) 企画提案説明書の交付期間

令和2年11月9日(月)～令和2年11月19日(木)15時
年末年始(12月28日から1月3日まで)及び土日祝日を除く平日10時
から17時まで(12時から13時を除く)。

(4) 参加資格確認申請書等申請書類の提出場所、提出方法及び提出期限

① 提出場所

上記(1)に同じ。

② 申請書類

ア 競争参加資格確認申請書(様式1) 1部

イ 申請者の概要(組織概要等)書類 1部

(注) 申請者の概要書類については、参加資格申請者が任意に作成している書類(パンフレット等)でも可。

ウ 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

エ 委任状(代理人を選出する場合。様式2)

オ 第一種定型郵便物の大きさの封筒(競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。) 1部

③ 提出方法

ア 持参又は郵送で提出すること。

イ 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。」とする。

ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

④ 提出期限

令和2年11月19日（木）15時

なお、上記期日において、当該申請書類の提出者が1者である場合には、その後の手続きを中止し、再公告するものとする。

(5) 質問の方法、受付期間等

① 質問の方法

企画競争に関する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、上記（1）の担当部署に電子メールにて照会すること。

② 質問の受付期限等

令和2年11月19日（木）16時

回答は、令和2年11月19日（木）17時までに電子メールにて行う。

(6) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

令和2年11月25日（水）16時

なお、上記期限において、企画提案書の提出が1者である場合には、その後の手続きを中止し、再公告するものとする。

② 提出場所

上記（1）に同じ。

③ 提出書類

ア 企画提案書（様式2） 7部

イ 見積書（任意様式） 7部

④ 提出方法

ア 持参又は郵送で提出すること。

イ 持参により提出する場合の受付時間は、「土日祝日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く。」とする。

ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

また、併せてPDF化した企画提案書を以下あて先へ電子メールにより提出する。

電子メール：chosa@jaffic.go.jp

(7) 選考の方法

企画提案説明資料「I 企画提案説明書（実施要領）」に基づき提出された企画提案書等書類について、選定委員が評価を行い、評価点が最上位の提案者を契約先の候補者として特定する。

当該審査終了後、提案者に審査結果を連絡する。

4 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- (4) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。
- (5) 提出された企画提案書は非公開とするが、「独立行政法人等の情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」に基づく開示請求があった場合は、特定した提案内容については、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (6) 企画競争の結果は、選定審査完了後14日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。
①業務名、②特定相手先（特定した企画提案書を提出した者の所属事務所等名称、所属事務所等住所、氏名）、③特定した日、④提案者毎の評価得点の合計点
- (7) 企画提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る会計規程」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る会計規程」並びに「独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則」（当信用基金ホームページの公表事項の契約に関する定め（https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou03.html）参照）に基づく契約手続の完了までは、信用基金との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他詳細は、別紙「I 企画提案説明書（実施要領）」による。

5 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解・ご協力願いたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了知願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上公告する